

長野県環境影響評価条例施行規則

平成 10 年 6 月 25 日
規則第 26 号

- [沿革] 平成 10 年 9 月 28 日長野県規則第 35 号
平成 11 年 6 月 10 日長野県規則第 41 号
平成 12 年 3 月 30 日長野県規則第 23 号 [地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う生活環境部関係規則の整備等に関する規則]
平成 12 年 12 月 25 日長野県規則第 57 号 [中央省庁等改革関係法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 13 年 7 月 23 日長野県規則第 43 号 [都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則]
平成 15 年 8 月 28 日長野県規則第 47 号
平成 15 年 12 月 25 日長野県規則第 64 号
平成 16 年 3 月 25 日長野県規則第 4 号 [北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 17 年 3 月 31 日長野県規則第 34 号
平成 17 年 9 月 20 日長野県規則第 51 号 [市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 19 年 7 月 30 日長野県規則第 33 号
平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 [地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則]
平成 27 年 10 月 13 日長野県規則第 51 号
平成 27 年 12 月 17 日長野県規則第 55 号
令和 3 年 2 月 1 日長野県規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条の 2）
 - 第 2 章 方法書の作成前の手続
 - 第 1 節 配慮書（第 3 条の 3—第 3 条の 19）
 - 第 2 節 第 2 種事業に係る判定（第 4 条・第 5 条）
 - 第 3 章 方法書（第 6 条—第 14 条）
 - 第 4 章 準備書
 - 第 1 節 準備書の作成等（第 15 条—第 19 条）
 - 第 2 節 準備書説明会（第 20 条—第 23 条）
 - 第 3 節 準備書についての意見書の提出等（第 24 条・第 25 条）
 - 第 4 節 公聴会（第 26 条—第 33 条）
 - 第 5 節 準備書についての知事の意見（第 34 条）
 - 第 5 章 評価書（第 35 条—第 40 条）
 - 第 6 章 対象事業の内容の修正等（第 41 条—第 45 条）
 - 第 7 章 評価書の公告及び縦覧後の手続
 - 第 1 節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等（第 46 条—第 50 条）
 - 第 2 節 配慮の要請を行う許認可等（第 51 条）
 - 第 3 節 事後調査計画書（第 51 条の 2—第 51 条の 4）
 - 第 4 節 対象事業着手報告書等（第 51 条の 5・第 51 条の 6）
 - 第 5 節 事後調査報告書（第 51 条の 7—第 51 条の 11）
 - 第 6 節 施工状況等報告書（第 52 条・第 53 条）
 - 第 8 章 技術委員会（第 54 条）
 - 第 9 章 法対象事業に係る手続（第 54 条の 2—第 56 条）
 - 第 10 章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 56 条の 2—第 62 条）
 - 第 11 章 雑則（第 63 条—第 65 条）
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1種事業)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の第1種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

(第2種事業)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、別表第1の第2種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

(条例別表の16の規則で定める事業)

第3条の2 条例別表の16の規則で定める事業は、別表第1の1の項から15の項まで又は17の項の第1種事業の要件の欄又は第2種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

第2章 方法書の作成前の手続

第1節 配慮書

(条例第4条の2の規則で定める事項)

第3条の3 条例第4条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1種事業等が実施されるべき区域の位置
- (2) 第1種事業等の規模
- (3) 第1種事業等に係る工作物の構造又は配置

(条例第4条の2第2号の規則で定める者)

第3条の4 条例第4条の2第2号の規則で定める者は、特別の法律により設立された法人（県、国又は他の地方公共団体が出資しているものに限る。第62条第2項において同じ。）とする。

(第1種事業に相当する事業)

第3条の5 第2条の規定は、条例第4条の2第3号の規則で定める事業について準用する。

(第2種事業に相当する事業)

第3条の6 第3条の規定は、条例第4条の2第4号の規則で定める事業について準用する。

(配慮書の作成)

第3条の7 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第2号に掲げる事項のうち内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第1種事業等の種類
 - (2) 第1種事業等の規模
 - (3) 事業実施想定区域
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1種事業等の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行われた予備調査の結果に基づいて行うものとする。

- 3 第1項第3号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、併せてその概要を縮尺5万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。
- 4 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。
- 5 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、他の地方公共団体の条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（他の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置の定めるところに従って、第1種事業等に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定された区域における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った場合にあつては、当該検討の経緯及び内容とする。
- 6 条例第4条の3第2項の規定により2以上の第1種事業等について併せて配慮書を作成した場合にあつては、その旨を配慮書に記載するものとする。

（第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第3条の8 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（配慮書送付書）

第3条の9 条例第4条の4の規定による送付をしようとする者は、配慮書送付書（様式第1号）に配慮書及び要約書を添えて提出しなければならない。

（配慮書についての公告の方法）

第3条の10 条例第4条の5の規定による公告は、県報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。

（配慮書について公告する事項）

第3条の11 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 配慮書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第4条の6第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（配慮書の縦覧）

第3条の12 条例第4条の5の規定により配慮書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者の事務所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設

（配慮書についての意見書の提出）

第3条の13 条例第4条の6第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 - (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（配慮書意見書送付書）

第3条の14 条例第4条の7の規定による送付をしようとする者は、配慮書意見書送付書（様式第2号）に意見書の写しを添えて提出しなければならない。

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第3条の15 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、60日とする。

（第1種事業等廃止等通知書）

第3条の16 条例第4条の9第1項の規定による通知は、第1種事業等廃止等通知書（様式第3号）によるものとする。

（第1種事業等の廃止等の場合の公告）

第3条の17 第3条の10の規定は、条例第4条の9第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第4条の9第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の9第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の9第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに計画段階配慮事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（計画段階配慮事業者の氏名等の変更）

第3条の18 計画段階配慮事業者は、条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）に変更があったときは、知事にその旨を通知しなければならない。

（条例第4条の10第1項の規則で定める事項）

第3条の19 条例第4条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2種事業又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業（以下この条において「第2種事業等」という。）が実施されるべき区域の位置
- (2) 第2種事業等の規模
- (3) 第2種事業等に係る工作物の構造又は配置

第2節 第2種事業に係る判定

（第2種事業の判定の届出）

第4条 条例第5条第1項の規定による届出は、第2種事業概要等届出書（様式第4号）により行うものとする。

(第2種事業の判定の基準)

第5条 第2種事業に係る条例第5条第4項(同条第5項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。

(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路

イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項の指定地域

ウ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域

エ 長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域

オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域

カ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域

キ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域

ク 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域

ケ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産(不動産に限る。)又は自然遺産の区域

コ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域

サ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条

- 第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- ス 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- ソ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
- タ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域
- チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- ツ 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区
- テ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- ト 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- ナ アからトまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの
- (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準であつて、大気汚染（光化学オキシダントに関するものを除く。）、水質汚濁（大腸菌群数に関するものを除く。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
- イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域
- ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域
- エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第2種事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として、別表第1の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は前項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

第3章 方法書

(方法書の作成)

第6条 対象事業に係る条例第6条第1項第2号に掲げる事項のうち内容に係る記載は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 対象事業の種類

- (2) 対象事業の規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 対象事業に係る条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行われた予備調査の結果に基づいて行うものとする。
- 3 第1項第3号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、併せてその概要を縮尺5万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。
- 4 対象事業に係る条例第6条第1項第8号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。
- 4 対象事業に係る条例第6条第1項第8号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。
- 5 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第3条の7第5項の検討の経緯及び内容
 - (2) 配慮書を作成した場合にあっては、条例第4条の2の規定による第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及び内容
 - (3) 配慮書を作成していない場合にあっては、その旨及びその理由
- 6 条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

（対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第7条 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「環境影響想定地域」という。）は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（方法書送付書）

第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書（様式第1号）に方法書及び要約書を添えて提出しなければならない。

（方法書についての公告の方法）

第9条 第3条の10の規定は、条例第8条の規定による公告について準用する。

（方法書について公告する事項）

第10条 条例第8条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 環境影響想定地域の範囲
- (5) 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第9条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（方法書の縦覧）

第11条 第3条の12の規定は、条例第8条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第11条において準用する前3号」とする。

と読み替えるものとする。

(方法書説明会の開催)

第11条の2 条例第8条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、環境影響想定地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 前項の規定により開催日時及び場所を定めたときは、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (4) 方法書説明会の開催を周知する方法

(方法書説明会の開催の周知)

第11条の3 条例第8条の2第2項の規定による周知は、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 環境影響想定地域内の住民に印刷物を配布し、又は回覧すること。
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報紙に掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書説明会の開催を周知させるための適切な方法

2 条例第8条の2第2項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 環境影響想定地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(方法書説明会に係る責めに帰することができない事由)

第11条の4 条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

第11条の5 条例第8条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を周知すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第11条の3第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。

(方法書についての意見書の提出)

第12条 第3条の13の規定は、条例第9条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第12条において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。

る。

(方法書意見書送付書)

第13条 条例第10条の規定による送付をしようとする者は、方法書意見書送付書(様式第2号)に意見書の写しを添えて提出しなければならない。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第14条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第4章 準備書

第1節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第15条 対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 土地利用計画の概要

(3) 工事の実施に関する計画の概要

ア 土地の形状の変更に関する計画

イ 用いられる主要な工法

ウ 工事を実施する期間

エ 工程計画

オ 仮設工作物を設置する場合にあつては、主な仮設工作物に関する事項

カ 土石の採取又は処分を行う場合にあつては、土石の採取又は処分に関する事項

キ アからカまでに掲げるもののほか、工事の実施に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(4) 施設を設置する場合にあつては、施設の概要

ア 配置計画

イ 種類

ウ ア及びイに掲げるもののほか、設置されることとなる施設に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち、条例第6条第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

3 第1項第1号に掲げる事項のうち第6条第1項第3号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を縮尺1万分の1以上の平面図面上に明らかにするものとする。

4 第6条第4項の規定は、対象事業に係る条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

5 対象事業に係る条例第14条第1項第6号のアからウまでに掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

6 対象事業に係る条例第14条第1項第6号のエに掲げる事項の記載に当たっては、同号のアからウまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめるものとする。

- 7 第6条第5項の規定は、条例第14条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。
- 8 対象事業に係る条例第14条第1項の準備書には、条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を記載するものとする。

(準備書送付書)

第16条 条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第1号)に準備書及び要約書を添えて提出しなければならない。

(準備書についての公告の方法)

第17条 第3条の10の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。

(準備書について公告する事項)

第18条 条例第16条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の縦覧)

第19条 第3条の12の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第19条において準用する前3号」と読み替えるものとする。

第2節 準備書説明会

(準備書説明会の開催)

第20条 第11条の2の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第11条の2第1項中「環境影響想定地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の周知)

第21条 第11条の3の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による周知について準用する。この場合において、第11条の3第1項及び第2項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第1項第1号及び第2項第4号中「環境影響想定地域」とあるのは「関係地域」と、同条第1項第3号中「前2号」とあるのは「第21条において準用する前2号」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない事由)

第22条 第11条の4の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものについて準用する。この場合において、第11条の4各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の記載事項の周知)

第23条 条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を周知すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第21条において準用する第11条の3第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。

第3節 準備書についての意見書の提出等

(準備書についての意見書の提出)

第24条 第3条の13の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第24条において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。

(準備書意見書等送付書)

第25条 条例第19条の規定による送付をしようとする者は、準備書意見書等送付書(様式第2号)に意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第4節 公聴会

(公聴会の公告)

第26条 知事は、条例第20条第4項の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催期日の4週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催する旨
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 対象事業の名称、種類及び規模
- (5) 対象事業実施区域
- (6) 関係地域の範囲
- (7) 準備書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる旨
- (8) 次条第1項の申出期限及び申出先その他の申出に必要な事項

2 第3条の10の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(公述の申出)

第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の2週間前までに、書面により知事にその旨を申し出なければならない。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公聴会の対象となる準備書の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

3 前項第3号の意見の概要は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述人の選定)

第28条 公聴会において、その意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者の中から知事が選定するものとする。

- 2 知事は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間を制限することができる。
- 3 第1項の規定による公述人の選定及び前項の規定による公述人が意見を述べる時間の制限は、公平かつ適正に行わなければならない。
- 4 第1項の規定により公述人を選定したとき及び第2項の規定により公述人が意見を述べる時間を制限したときは、本人にその旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第29条 公聴会は、知事の指名する県職員が議長としてこれを主宰する。

(公述人の陳述等)

第30条 公述人は、準備書について環境の保全の見地からの意見に関する陳述以外の陳述をしてはならない。

- 2 前項の意見は、日本語により、意見の理由を含めて陳述しなければならない。
- 3 議長は、公述人が前2項の規定に違反して陳述したとき又は公述人に不穏当な行為があったときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(事業者等の出席)

第31条 知事は、公聴会に事業者その他必要と認める者の出席を求めることができる。

(傍聴人の入場制限等)

第32条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第33条 知事は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

- 2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名し、及び押印するものとする。
 - (1) 公聴会の対象となった準備書の名称
 - (2) 公聴会の日時及び場所
 - (3) 出席した公述人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (4) 公述人の陳述の内容
 - (5) その他公聴会の経過に関する事項

第5節 準備書についての知事の意見

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第34条 知事は、条例第19条の意見書の写し及び書類の送付を受けたときは、120日以内に、条例第20条第1項の規定により意見を述べるよう努めるものとする。

第5章 評価書

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第35条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の経路を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する修正

(2) 別表第2の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書の作成)

第36条 第15条の規定は、対象事業に係る条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

2 対象事業に係る条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書送付書)

第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書（様式第1号）に評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

(評価書についての知事の意見の提出期間)

第37条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。

(条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第37条の3 第35条の規定は、条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。

(評価書の補正)

第37条の4 事業者は、条例第21条の3第1項第2号又は第2項の規定により評価書の補正をするときは、条例第21条の2第1項の意見についての事業者の見解及び補正前の評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(補正後の評価書送付書及び評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書)

第37条の5 条例第21条の3第3項の規定による送付をしようとする者は、補正後の評価書送付書（様式第1号）に補正後の評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

2 条例第21条の3第3項の規定による通知をしようとする者は、評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書（様式第4号の2）に条例第21条の2第1項の意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(評価書についての公告の方法)

第38条 第3条の10の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。

(評価書について公告する事項)

第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

（評価書の縦覧）

第40条 第3条の12の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「評価書」と、「要約書」とあるのは「これを要約した書類」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第40条において準用する前3号」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

（条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正等）

第41条 第35条の規定は、条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

- 2 第35条の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び条例第27条第4項において準用する条例第23条ただし書の規則で定める修正について準用する。

（判定により手続から離れる場合の公告）

第42条 第3条の10の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第24条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第24条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 条例第24条第2項において準用する条例第5条第4項第2号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第24条第2項において準用する条例第5条第4項第2号に規定する措置がとられた旨
- 3 第3条の10及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号及び第3号中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。

（対象事業廃止等通知書）

第43条 条例第25条第1項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第3号）によるものとする。

- 2 前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項の規定による通知について準用する。

（対象事業の廃止等の場合の公告）

第44条 第3条の10の規定は、条例第25条第2項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第25条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
 - (4) 条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 第 3 条の 10 及び前項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第 3 号中「条例第 25 条第 1 項各号」とあるのは「条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 1 項各号」と、同項第 4 号中「条例第 25 条第 1 項第 3 号」とあるのは「条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。

（事業者の氏名等の変更）

- 第 45 条 事業者は、条例第 8 条の規定による公告が行われてから条例第 22 条の規定による公告が行われるまでの間において、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）に変更があったときは、知事にその旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、条例第 27 条第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行う事業者等について準用する。

第 7 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第 1 節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等

（条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更等）

- 第 46 条 条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、別表第 3 の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の手続を経ることを要しない変更の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第 7 条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。
- 2 条例第 26 条第 2 項の規則で定める変更は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 前項に規定する変更
 - (2) 別表第 3 の事業の区分の欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第 7 条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの
- 3 前 2 項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 2 項の規則で定める軽微な変更及び条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 2 項の規則で定める変更について準用する。

（対象事業廃止等通知書）

- 第 47 条 条例第 26 条第 4 項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第 3 号）によるものとする。
- 2 前項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 4 項の規定による通知について準用する。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

- 第 48 条 第 3 条の 10 の規定は、条例第 26 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 2 項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第 26 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 2 項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 引継ぎ前の事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
 - (4) 引継ぎにより新たに事業者等となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 第 3 条の 10 及び前項の規定は、条例第 27 条第 4 項において準用する条例第 26 条第 4 項において準用する条例第 25 条第 2 項の規定による公告について準用する。

（環境影響評価その他の手続の再実施通知書）

第 49 条 条例第 27 条第 2 項の通知は、環境影響評価その他の手続の再実施通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第 50 条 第 3 条の 10 の規定は、条例第 27 条第 3 項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第 27 条第 3 項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第 27 条第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

第 2 節 配慮の要請を行う許認可等

第 51 条 条例第 29 条の規則で定める許可、認可その他の行為は、別表第 4 の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為とする。

第 3 節 事後調査計画書

（事後調査計画書の作成）

第 51 条の 2 対象事業に係る条例第 30 条の 2 第 1 項の事後調査の項目及び手法の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

（事後調査計画書送付書）

第 51 条の 3 条例第 30 条の 2 第 2 項の規定による送付をしようとする者は、事後調査計画書送付書（様式第 1 号）に事後調査計画書を添えて提出しなければならない。

（事後調査計画書についての知事の意見の提出期間）

第 51 条の 4 条例第 30 条の 3 第 1 項の規則で定める期間は、30 日とする。

第 4 節 対象事業着手報告書等

（条例第 31 条第 1 項の規則で定める者）

第 51 条の 5 条例第 31 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象事業に着手してから対象事業を実施しないこととした者（対象事業の実施を他の者に引き継いだ者を除く。）

- (2) 対象事業の実施を完了した者（次号に掲げる者を除く。）
- (3) 対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ者

（対象事業の着手等の報告）

第51条の6 条例第31条第1項に規定する報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める報告書によるものとする。

- (1) 条例第31条第1項第1号に該当する場合 対象事業着手報告書（様式第6号）
- (2) 条例第31条第1項第2号に該当する場合 対象事業変更報告書（様式第7号）
- (3) 条例第31条第1項第3号又は第4号に該当する場合 対象事業廃止等報告書（様式第3号）
- (4) 条例第31条第1項第5号に該当する場合 対象事業完了報告書（様式第8号）

2 条例第31条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第26条第2項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合
- (2) 条例第26条第4項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合
- (3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合
- (4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合
- (5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合

第5節 事後調査報告書

（事後調査報告書の作成）

第51条の7 事後調査報告書は、様式第9号によるものとし、知事が別に定めるところにより、作成しなければならない。

2 対象事業に係る条例第31条の2各号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

（事後調査報告書についての公告の方法）

第51条の8 第3条の10の規定は、条例第31条の4の規定による公告について準用する。

（事後調査報告書について公告する事項）

第51条の9 条例第31条の4の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第31条の5第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（事後調査報告書の縦覧）

第51条の10 第3条の12の規定は、条例第31条の4の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書及び要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業実施者等」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第51条の10において準用する前3号」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての意見書の提出)

第51条の11 第3条の13の規定は、条例第31条の5第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第51条の11において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。

第6節 施工状況等報告書

(施工状況等報告書の作成等をする者)

第52条 第51条の5の規定は、条例第32条第1項及び第2項の規則で定める者について準用する。この場合において、第51条の5第2号中「次号」とあるのは、「第52条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(施工状況等報告書の送付)

第53条 施工状況等報告書は、様式第10号によるものとし、知事が別に定める場合を除き、毎年、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時期に送付しなければならない。

- (1) 1月から3月までの状況 4月30日まで
- (2) 4月から6月までの状況 7月30日まで
- (3) 7月から9月までの状況 10月30日まで
- (4) 10月から12月までの状況 翌年の1月30日まで

第8章 技術委員会

(事業者等の出席)

第54条 委員長及び部会長は、事業者その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

第9章 法対象事業に係る手続

(法対象事業に係る事後調査計画書の作成等)

第54条の2 第51条の2から第53条まで(第52条後段を除く。)及び第63条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第51条の2	条例第30条の2第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第1項
第51条の3	条例第30条の2第2項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第2項
第51条の4	条例第30条の3第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の3第1項
第51条の5 (見出しを含む。)	条例第31条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項
第51条の5第2号	次号	第54条の2において準用する次号
第51条の6第1項	条例第31条第1項に	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項に

第51条の6第1項第1号	条例第31条第1項第1号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第1号
第51条の6第1項第2号及び第2項	条例第31条第1項第2号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第2号
第51条の6第1項第3号	条例第31条第1項第3号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第3号
第51条の6第1項第4号	条例第31条第1項第5号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第5号
第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	法第31条第2項(法第32条第3項)
	条例の	法の
第51条の6第2項第2号	条例第26条第4項(条例第27条第4項)	法第31条第4項(法第32条第3項)
第51条の6第2項第3号	条例第27条第2項	法第32条第2項
第51条の7第2項	条例第31条の2各号	条例第40条第1項において準用する条例第31条の2各号
第51条の8から第51条の10まで	条例第31条の4	条例第40条第1項において準用する条例第31条の4
第51条の9第1号及び第51条の10	事業実施者等	法第2条第4項に規定する対象事業を実施している者及び第54条の2において準用する第51条の5各号に掲げる者
第51条の9第3号	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第51条の9第4号	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第51条の9第7号及び第51条の11	条例第31条の5第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条の5第1項
第52条	第51条の5	第54条の2において準用する第51条の5
	条例第32条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第32条第1項
第63条	条例第42条第3項	条例第40条第1項において準用する条例第42条第3項

第55条 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第40条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第15項	第38条の2第1項に規定する事業者	第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者

第40条第2項	第3条の7第1項、第10条第1項又は	第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項又は法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項若しくは
第40条第3項及び第4項	第3条の7第1項	第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項
第40条第5項	第4条第2項（同条第4項及び	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される
第40条第6項	前項	長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第55条第1項の規定により読み替えて適用される前項
第40条第7項及び第8項	第4条第2項	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項
第40条第7項	前2項	施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される前2項
第40条第8項及び第9項	第5項	施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される第5項
第40条第9項第1号	第4条第3項各号（同条第4項及び	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項各号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される
第40条第9項第2号	第4条第7項	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第7項
第40条第10項から第12項まで	第10条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項
第40条第10項	法第2条第5項に規定する事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者
第40条第13項	第19条	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条
第40条第14項	第20条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項

2 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における前条の規定の適用については、同条の表の第51条の2の項から第51条の5（見出しを含む。）の項まで、第51条の6第1項の項から第51条の6第1項第4号の項まで、第51条の7第2項の項、第51条の8から第51条の10までの項及び第51条の9第7号及び第51条の11の項から第63条の項までの規定中「条例第40条第1項」とあるのは、「第55条第1項の規定により読み替えて適用される条例第40条第1項」とする。

（条例手続の免除）

第56条 知事は、法第3条の9第1項第2号に該当し、同項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により公表された場合、法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 法第3条の4第1項の手続に相当する手続を経た配慮書 条例第4条の4の手続に相当する手続を経た配慮書
- (2) 法第3条の6の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第4条の8の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面
- (3) 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面
- (4) 法第7条の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の手続に相当する手続を経た方法書
- (5) 法第7条の2の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の2の手続に相当する手続を経た方法書
- (6) 法第9条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第10条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し
- (7) 法第10条の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第11条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面
- (8) 法第15条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第15条の手続に相当する手続を経た準備書
- (9) 法第16条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第16条の手続に相当する手続を経た準備書
- (10) 法第17条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第17条の手続に相当する手続を経た準備書
- (11) 法第19条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第19条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し及び書類
- (12) 法第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面 条例第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面
- (13) 法第26条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第21条の3第3項の手続に相当する手続を経た評価書
- (14) 法第27条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第22条の手続に相当する手続を経た評価書
- (15) 法第30条第1項の手続に相当する手続を経た通知 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面

2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。

- (1) 条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第56条の2第1項若しくは第2項、第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。
- (2) 条例の規定による環境影響評価その他の手続を免除しなかった旨及びその理由を第1種事業

を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第56条の2第1項若しくは第2項、第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。

第10章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等)

第56条の2 第1種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下この章において「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業又は第1種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業については、条例第4条の2から第4条の9までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項、第58条第2項、第59条、第60条、第61条第1項、第2項及び第5項から第7項まで並びに第62条に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村(同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第1種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第1種事業又は第1種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項、第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 第2種事業若しくは法第2種事業(条例第4条の2第3号の第1種事業に相当する事業及び同条第4号の第2種事業に相当する事業をいう。以下この項において同じ。)が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業若しくは法第2種事業又は第2種事業若しくは法第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業若しくは法第2種事業については、条例第3章第1節の規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第61条第3項及び第4項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業若しくは法第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第3章第1節(第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第4条の2	次に掲げる者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。)は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業	長野県環境影響評価条例施行規則(以下「施行規則」という。)第56条の2第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、次に掲げる事業
	に係る計画	又は第1種事業等に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画

		に係る第1種事業等(以下この節において「都市計画第1種事業等」という。)に係る計画
	当該第1種事業等	当該都市計画第1種事業等
第4条の2第1号	第1種事業を実施しようとする者	第1種事業
第4条の2第2号	第2種事業を実施しようとする者(県、国、他の地方公共団体その他規則で定める者(第4号において「県等」という。)に限る。)	第2種事業
第4条の2第3号	ものを実施しようとする者	もの
第4条の2第4号	ものを実施しようとする者(県等に限る。)	もの
第4条の3第1項	計画段階配慮事業者は	都市計画決定権者は
第4条の3第1項第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第4条の4	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
	第1種事業等	都市計画第1種事業等
	次条	以下この条及び次条
	ならない	ならない。この場合において、知事は、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第4条の5	知事は、前条の	都市計画決定権者は、
	の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた	を作成したときは、その
第4条の6から第4条の8まで	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
第4条の9第1項	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	知事	知事及び第4条の7に規定する市町村長
	通知しなければならない	通知するとともに、その旨を公告しなければならない
第4条の9第1項第1号	第1種事業等を実施しない	都市計画第1種事業等を都市計画に定めない

- 4 第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、第3条の3から第3条の17まで（第3条の7第6項及び第3条の17第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第3条の3及び第3条の7	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の8	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等
第3条の9	条例第4条の4	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の10	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
	登載	登載（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報への登載、市町村であるときは当該市町村の掲示場への掲示）
第3条の11	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の11第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の11第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の11第4号	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等
第3条の11第7号	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の12	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の12第3号	計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあっては、計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
第3条の12第4号	県	都市計画決定権者
第3条の13第1項	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の14	条例第4条の7	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の15	条例第4条の8第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項

第3条の16	条例第4条の9第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の17	条例第4条の9第2項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第2項
第3条の17第2項第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の17第2項第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の17第2項第3号	条例第4条の9第1項各号	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項各号

第57条 第2種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第5条第1項の規定による届出は、次項から第5項までに定めるところにより、都市計画決定権者で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。） その氏名	都市計画決定権者は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするとき 都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名
第5条第4項第1号及び第2号	及び第2項の市町村長	、第2項の市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者
第5条第5項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第5条第6項	第24条第2項	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第2項
第5条第7項	第2種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第5条第8項	市町村長	市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者

3 前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項第1号の措置がとられた第2種事業（前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項において準用する条例第5条第4項第2号の措置がとられたものを除く。）について第2種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第2種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第2種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第2種

事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

- 5 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「条例第5条第4項（同条第5項及び」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項（第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される）」とする。

第58条 第2種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第61条第3項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業の事業者に代わるものとして、当該第2種事業又は第2種事業に係る施設（以下「第2種事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

- 2 第56条の2第1項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項
	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項
	第4条の2	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の2
	第1種事業等 対象事業	都市計画第1種事業等 施行規則第56条の2第1項の第1種事業若しくは第1種事業に係る施設又は施行規則第58条第1項の第2種事業等（第23条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業又は第2種事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第6条第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者

第6条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第6条第1項第4号	第4条の3第1項第4号	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の3第1項第4号
第6条第1項第5号	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項
第6条第1項第6号	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項
第6条第1項第8号	対象事業	都市計画対象事業
第7条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	次条及び第8条の2第4項	以下この節
	ならない	ならない。この場合において、知事は、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第8条	知事は、前条の	都市計画決定権者は、
	の送付を受けたときは、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、方法書及び要約書の送付を受けた	を作成したときは、その
第8条の2から第11条まで	事業者	都市計画決定権者
第12条から第14条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	次条	以下この項及び次条
	ならない	ならない。この場合において、知事は、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第16条	知事	都市計画決定権者
	受けたときは、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、準備書及び要約書の送付を受けた	行った後、準備書及び要約書を作成した
第17条から第20条まで	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項第	対象事業	都市計画対象事業

3号		
第21条第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者
第21条の2第1項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第21条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者
第22条	知事	都市計画決定権者
	認める	知事が認める
	受けたとき	行ったとき
	の送付を受けた	を作成した
第23条	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第24条第1項	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	修正後の事業	修正後の都市計画に係る事業
	第5条第1項	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第1項
第24条第2項	から第4項まで	及び第3項並びに施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項
	同条第4項第1号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項第1号
第24条第3項	第5条第4項第2号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項第2号
第25条第1項	事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って

	が行われる	を行う
	知事	知事及び関係市町村長
	通知しなければならない	通知するとともに、その旨を公告しなければならない
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第26条第4項	前条第2項	第25条第2項
第27条第1項	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

- 3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第53条まで（第6条第6項、第15条第8項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項	対象事業に	都市計画対象事業に
	条例第6条第1項第2号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号
	対象事業の 対象事業実施区域	都市計画対象事業の 都市計画対象事業実施区域
第6条第2項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第3号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第6条第4項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第8号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第8号
第6条第5項第2号	条例第4条の2	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第7条	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第8条	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
第10条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業の 対象事業実施区域	都市計画対象事業の 都市計画対象事業実施区域
	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替え

		て適用される条例第7条の都市計画対象事業
	条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第11条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	」とあるのは「事業者」と、同条第4号	の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号
第11条の2第1項	条例第8条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第1項
	事業者	都市計画決定権者
第11条の2第2項	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
第11条の3第1項	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第11条の3第2項	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第11条の4	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第11条の5第1項	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
第12条第1項	条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第13条	条例第10条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条
第14条第1項	条例第11条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
第14条第2項	事業者	都市計画決定権者
第15条第1項	対象事業	都市計画対象事業
第15条第2項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第3号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第15条第4項	対象事業	都市計画対象事業
第15条第4項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号のア	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6

		号のア
第15条第6項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号のエ	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のエ
第16条	条例第15条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第17条及び第18条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第18条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第18条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第18条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第18条第7号	条例第18条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第19条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
	」とあるのは「事業者」と、同条第4号	の協力が得られた場合にあっては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号
第20条	条例第17条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第21条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第22条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
第24条	条例第18条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第25条	条例第19条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条
	事業者	都市計画決定権者
第26条第1項	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第31条	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第19条	第58条第2項の規定により読み替え

		て適用される条例第 19 条
	条例第 20 条第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 1 項
第 35 条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 7 条	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 7 条
第 36 条	対象事業	都市計画対象事業
第 37 条	条例第 21 条第 3 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 3 項
第 37 条の 2	条例第 21 条の 2 第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 2 第 1 項
第 37 条の 4	事業者	都市計画決定権者
	第 2 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 3 第 2 項
	条例第 21 条の 2 第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 2 第 1 項
第 37 条の 5 第 1 項	条例第 21 条の 3 第 3 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 3 第 3 項
第 37 条の 5 第 2 項	条例第 21 条の 3 第 3 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 3 第 3 項
	条例第 21 条の 2 第 1 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条の 2 第 1 項
	事業者	都市計画決定権者
第 38 条及び第 39 条	条例第 22 条	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 22 条
第 39 条第 1 号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 39 条第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 39 条第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 40 条	条例第 22 条	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 22 条
	」とあるのは「事業者」と、同条第 4 号	の協力が得られた場合にあっては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第 4 号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号
第 41 条第 1 項	条例第 23 条ただし書	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 23 条ただし書
	同条ただし書	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 23 条ただし書
第 42 条第 1 項及び第 2 項	条例第 24 条第 3 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 24 条第 3 項
第 42 条第 2 項第 1 号	条例第 24 条第 1 項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 24 条第 1 項の規定による届出をした者の名称
第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号	条例第 24 条第 2 項	第 58 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 24 条第 2 項

	条例第5条第4項第2号	第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項第2号
第43条第1項	条例第25条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第44条第1項及び第2項	条例第25条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第44条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第44条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第44条第2項第3号	条例第25条第1項各号	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項各号
第47条及び第48条	条例第26条第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第4項
第50条第2項第3号	条例第27条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項
別表第2及び別表第3	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業の	都市計画対象事業の

(都市計画に係る手続との調整)

第59条 前条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条又は条例第22条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第60条 第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第26条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第26条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第26条第2項	事業者又は対象事業を実施している者(以下「事業者等」という。)	都市計画決定権者
	第22条	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第22条
	が行われた	を行った
	第6条第1項第2号	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号

	を変更しよう	の変更に係る都市計画の変更をしよう
	当該変更	当該事項の変更
第26条第3項	第1項の規定	第26条第1項の規定
	事業者等(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされるものを除く。)が第22条	都市計画決定権者が施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第22条
	が行われた	を行った
	第6条第1項第2号	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	当該事業を実施する場合	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業者又は対象事業を実施している者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる都市計画に係るものを除く。)
	第1項中「公告」とあるのは、	第26条第1項中「第22条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第22条」と、「公告」とあるのは
読み替えるものとする	、「第21条第1項」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」と読み替えるものとする	

- 3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第46条第1項及び第2項の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第46条第1項及び第2項	条例第26条第2項	第60条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第7条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
別表第3	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	対象事業の	都市計画対象事業の

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第61条 条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該公告に係る第1種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第1種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第1種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第1種事業を実施しようとする者は、当該第1種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第1種事業については、第56条の2

第1項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に第1種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第1種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 条例第6条の規定により第2種事業に係る事業者が方法書を作成してから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る第2種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が条例第4条の4の規定により配慮書を送付している場合に限る。）並びに知事及び条例第5条第2項の市町村長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第58条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 条例第8条の規定による公告が行われてから条例第16条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第56条の2第1項又は第58条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 条例第16条の規定による公告が行われてから条例第22条の規定による公告が行われるまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第56条の2第1項又は第58条第1項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

（事業者等の協力）

- 第62条 都市計画決定権者は、第1種事業等を実施しようとする者又は事業者等に対し、第56条の2から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 事業者等のうち県、国、他の地方公共団体及び特別の法律により設立された法人は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第11章 雑則

（身分証明書）

- 第63条 条例第42条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

（書類の経由等）

- 第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類（第27条第1項の書面を除く。）は、条例第4条の8第2項の意見、条例第5条第2項又は第40条第5項の意見及びその理由、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類にあっては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあっては事業実施想定区域、法第3条の2第

- 1 項に規定する事業実施想定区域、第2種事業が実施されるべき区域、対象事業実施区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域を管轄する地方事務所の長（以下この項において「関係地方事務所長」という。）を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。
- 2 前項の書類の提出部数は、知事が別に定める部数とする。

(補則)

第65条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年6月29日から施行する。
(条例附則第3項の規則で定める許可、認可その他の行為)
- 2 条例附則第3項の規則で定める許可、認可その他の行為は、附則別表の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。ただし、条例の施行の日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)については、当該都市計画の決定とする。
(条例附則第3項の規則で定める軽微な変更等)
- 3 第46条の規定は、条例附則第3項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第46条第1項及び第2項第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
(この条例の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)
- 4 条例附則第4項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。
(条例附則第5項の規則で定める者)
- 5 条例附則第5項の規則で定める者は、第1種事業又は第2種事業を実施している者とする。
(条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出)
- 6 条例附則第8項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を届け出で行うものとする。
 - (1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 条例附則第7項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例附則第7項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
 - (4) 条例の施行後に条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲
 - (5) 条例附則第7項の規定により、条例第6条から第13条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨
(条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出についての公告の方法)
- 7 条例附則第9項の規定による公告は、県報に登載して行うものとする。
(条例施行前に方法書の手続を行う場合の都市計画に定められる対象事業等に関する特例)
- 8 条例附則第7項から第11項までの規定は、条例の施行後に第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、条例附則第7項中「事業者」とあるのは「長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。)第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「第6条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条」と、条例附則

第10項中「第6条」とあるのは「施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第6条」と読み替えるものとする。

9 附則第6項の規定は、前項において準用する条例附則第8項の規定による届出について準用する。この場合において、附則第6項第1号中「事業者」とあるのは「第58条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者の名称並びに事業者」と、同項第2号及び第3号中「条例附則第7項」とあるのは「附則第8項において準用する条例附則第7項」と、同項第4号中「条例第7条の対象事業」とあるのは「第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業」と、同項第5号中「条例附則第7項」とあるのは「附則第8項において準用する条例附則第7項」と、「条例第6条」とあるのは「第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条」と読み替えるものとする。

10 附則第7項の規定は、附則第8項において準用する条例附則第9項の規定による公告について準用する。

(附則別表) (附則第2項関係)

区分	許可、認可その他の行為
1 道路の建設	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可
2 ダムの建設	(1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項、第95条の2第1項、第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による認可、同法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (2) 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条第5項の基本計画の作成又は変更 (3) 水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可 (4) 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可 (5) 水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第20条第1項の規定による認可 (6) 河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可(河川法施行令(昭和40年政令第14号)第45条第2号に係る場合に限る。)、同法第79条第2項第2号の規定による認可又は同法第95条の規定による河川管理者との協議
3 鉄道の建設	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項、第9条第1項(第12条第4項において準用する場合を含む。)又は第12条第1項の規定による認可

	(2) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 5 条第 1 項又は軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）第 6 条第 1 項の規定による認可
4 飛行場の建設	(1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 38 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項の規定による許可又は同法第 55 条の 2 第 2 項において準用する第 38 条第 3 項の規定による告示 (2) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 107 条第 2 項において準用する航空法第 49 条第 1 項の告示
5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認 (2) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 27 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可、同法第 27 条の 3 第 1 項の規定による届出又は同法第 37 条の 2 の規定による許可 (3) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は附則第 3 条第 1 項の規定による届出 (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出
6 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 4 第 1 項の規定による許可又は同法第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 7 項の規定による届出
7 下水道終末処理場の建設	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項又は第 25 条の 3 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による認可
8 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
9 土地区画整理事業	(1) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 52 条第 1 項、第 55 条第 12 項、第 66 条第 1 項、第 69 条第 12 項、第 71 条の 2 第 1 項又は第 71 条の 3 第 14 項の規定による認可 (2) 住宅・都市整備公団法（昭和 56 年法律第 48 号）第 41 条第 1 項又は第 14 項（地域振興整備公団法（昭和 37 年法律第 95 号）第 21 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による認可
10 住宅団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 地域振興整備公団法第 19 条の 2 第 1 項の規定による認可 (4) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）第 28 条の規定による意見の聴取 (5) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
11 工業団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 地域振興整備公団法第 19 条の 2 第 1 項の規定による認可 (4) 環境事業団法（昭和 40 年法律第 95 号）第 21 条第 1 項の規定による認可 (5) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
12 流通業務団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 (3) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
13 別荘団地の造成	(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 (2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可

	(3) 都市計画法第 29 条又は附則第 4 項の規定による許可
14 土石の採取 又は鉱物の掘 採	(1) 採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項 の規定による認可又は同法第 42 条の 2 の規定による協議 (2) 鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号) 第 63 条第 2 項の規定による認可 (3) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) 第 16 条若しくは第 20 条第 1 項 の規定による認可又は同法第 43 条の規定による協議

附 則 [平成 10 年 9 月 28 日長野県規則第 35 号]

この規則は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 4 章を加える改正規定 (第 4 条から第 6 条まで、第 9 条及び第 11 条に係る部分に限る。) 及び附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に 6 項及び附則別表を加える改正規定 (附則第 3 項から第 7 項までに係る部分に限る。) は、平成 10 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 [平成 11 年 6 月 10 日長野県規則第 41 号]

(施行期日)

- この規則は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。
(事務処理規則の一部改正)
- 事務処理規則 (昭和 39 年長野県規則第 5 号) の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 5 の (53) のアの (ア) の e を削り、同 d を同 f とし、同 c の次に次の事項を加える。
 - 環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当するもの
 - 長野県環境影響評価条例 (平成 10 年長野県条例第 12 号) 第 2 条第 4 号に規定する対象事業に該当するもの

附 則 [平成 12 年 3 月 30 日長野県規則第 23 号] 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う生活環境部
関係規則の整備等に関する規則

(施行期日)

- この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過処置)
- 平成 12 年 4 月 1 日前においてこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則 [平成 12 年 12 月 25 日長野県規則第 57 号] 中央省庁等改革関係法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 [平成 13 年 7 月 23 日長野県規則第 43 号] 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成 15 年 8 月 28 日長野県規則第 47 号]

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号のサの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 [平成 15 年 12 月 25 日長野県規則第 64 号]

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の 11 の項の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 16 年 3 月 25 日長野県規則第 4 号] 北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 17 年 3 月 31 日長野県規則第 34 号]

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号のチの改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 17 年 9 月 20 日長野県規則第 51 号] 市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 19 年 7 月 30 日長野県規則第 33 号]

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 46 条の規定は、長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 19 年長野県条例第 42 号）附則第 2 項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第 46 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第 3 中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、知事が別に定める手続を経た方法書があるときは、当該方法書は、長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）第 6 条から第 9 条までの手続を経た方法書とみなす。

附 則 [平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号] 地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 27 年 10 月 13 日長野県規則第 51 号]

(施行期日)

1 この規則は、長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 41 号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正条例附則第 2 項の規則で定める許可、認可その他の行為は、次の表の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。ただし、改正条例の施行の日前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）については、当該都市計画の決定とする。

区分	許可、認可その他の行為
(1) 電気工作物の建設 （この規則による改正後の長野県環境影響評価条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第 1 の 6 の項の第 1 種事業の要件の欄の (7) に規定する太陽光発電所（以下この項において「太陽光発電所」という。）に係るものを除く。）	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出

(2) 電気工作物の建設 (太陽光発電所に係るものに限る。)	ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 イ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 ウ 電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出 エ 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可
(3) 工作物の用に供する一団の土地の造成	ア 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可 イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可 ウ 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可

- 3 改正後の規則第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定は、改正条例附則第 2 項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の規則別表第 3 の 7 の項から 11 の項まで及び 22 の項中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
- 4 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該事業に係る環境影響評価を行う方法を記載したものであると認められる書類に基づき、当該事業に係る環境影響評価が行われているときは、当該書類は、改正条例第 1 条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）第 6 条から第 13 条までの規定による手続を経た方法書とみなす。

附 則 [平成 27 年 12 月 17 日長野県規則第 55 号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 13 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第 6 項から第 10 項までの規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条並びに附則第 5 項及び第 11 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (経過措置)
- 2 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 41 号。以下「改正条例」という。）第 1 条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2（新条例第 17 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、改正条例の施行の日（次項及び附則第 4 項において「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 3 新条例第 30 条の 2 から第 30 条の 4 まで並びに第 40 条第 1 項及び第 14 項の規定は、施行日前に評価書を公告した事業については、適用しない。
- 4 施行日前に、新条例の規定に準じて環境影響評価その他の手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 5 改正条例第 2 条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（以下「第 2 条による改正後の条例」という。）第 3 章第 1 節の規定は、平成 28 年 10 月 1 日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 6 改正条例第 2 条の規定の施行後に計画段階配慮事業者又は第 2 条による改正後の条例第 4 条の 10 第 1 項に規定する者となるべき者（次項及び附則第 9 項において「計画段階配慮事業者等」という。）は、改正条例第 2 条の規定の施行前において、第 2 条による改正後の条例第 4 条の 2 から第 4 条の 9 までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 7 計画段階配慮事業者等は、前項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。
- (1) 改正条例第 2 条の規定の施行後に計画段階配慮事業者等となるべき者の氏名及び住所（法人

- にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 前項の規定により行われる計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
 - (3) 前項の規定により行われる計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
 - (4) 改正条例第2条の規定の施行後に第2条による改正後の条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲
 - (5) 前項の規定により、第2条による改正後の条例第4条の2から第4条の9までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨
- 8 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を県報への登載又はインターネットの利用により公告するものとする。
- 9 前項の規定による公告が行われた場合において、計画段階配慮事業者等が第2条による改正後の条例第4条の2から第4条の9までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行ったときは、知事及び改正条例第2条の規定の施行後に第2条による改正後の条例第4条の4に規定する市町村長となるべき者は、これらの規定の例による手続を行うものとする。
- 10 附則第6項の規定による手続が行われた第1種事業等については、当該手続は、第2条による改正後の条例の相当する規定により平成28年10月1日に行われたものとみなす。
- 11 改正条例第2条の規定の施行の際、第1種事業等について、他の地方公共団体の条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（他の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置の定めるところに従って、第1種事業等に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定された区域における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類があるときは、当該書類は、配慮書とみなす。

附 則 〔令和3年2月1日長野県規則第3号〕

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の6の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1) (第2条、第3条関係)

区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設	<p>(1) 道路法第2条第1項に規定する道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)を除く。)であって、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの(以下「自動車専用道路」という。)の新設の事業</p> <p>(2) 自動車専用道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分の長さの合計が1キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 道路法第2条第1項に規定する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び道路運送法第2条第8項に規定する自動車道(以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線の数が4以上である道路の部分の長さの合計が10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上である道路の部分の長さの合計が7.5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。)</p> <p>(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。)の新設の事業(車線の数が2以上である道路の部分の森林の区域等における長さの合計が10キロメートル以上である道路を設けるものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して新たに道路を設けるもの(変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。))の森林の区域等における長さの合計が10キロメートル以上であるものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>
2 ダムの建設	<p>ダムの新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水</p>	<p>ダムの新築の事業(森林の区域等における貯水面積の合計が30ヘクタール以上であるダムを設けるものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>

	区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。)	
3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法による鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道を除く。以下この項において同じ。)又は軌道法による軌道の建設の事業(長さが10キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 鉄道事業法による鉄道に係る鉄道施設又は軌道法による軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下この項において同じ。)の事業(改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道の建設の事業(長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 鉄道事業法による鉄道に係る鉄道施設又は軌道法による軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。)</p>
4 飛行場の建設	<p>(1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)及びその施設の設置の事業</p> <p>(2) 滑走路の新設を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業</p> <p>(3) 滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業(滑走路を500メートル以上延長するものに限る。)</p>	滑走路の延長を伴う陸上空港等及びその施設の変更の事業(滑走路を375メートル以上延長するものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)
5 工場又は事業場の建設	<p>(1) 排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業場(製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供する場合に限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の設置の事業</p> <p>(2) 工場等の規模の変更の事業(排</p>	

	出ガス量が 10 万立方メートル以上又は排出水量が 1 万立方メートル以上増加するものに限る。)	
6 電気工作物の建設	<p>(1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 2 項に規定する事業用電気工作物（以下「事業用電気工作物」という。）であって、水力を原動力とする発電用のもの（以下「水力発電所」という。）の設置の事業（出力が 1 万 5,000 キロワット以上である水力発電所を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 水力発電所の規模の変更の事業（出力が 1 万 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</p> <p>(3) 事業用電気工作物であって、地熱を原動力とする発電用のもの（以下「地熱発電所」という。）の設置の事業（出力が 5,000 キロワット以上である地熱発電所を設けるものに限る。）</p> <p>(4) 地熱発電所の規模の変更の事業（出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</p> <p>(5) 事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置の事業（出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。）</p> <p>(6) 風力発電所の規模の変更の事業（出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</p> <p>(7) 事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換するもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置の事業（太陽光発電所の用に供される敷地（以下「太陽光発電所敷地」という。）の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>(8) 太陽光発電所の規模の変更の事業（太陽光発電所敷地の面積が 50 ヘクタール以上増加するものに限る。）</p> <p>(9) 電気事業法施行規則（平成 7 年</p>	<p>(1) 太陽光発電所の設置の事業（森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が 20 ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄の(7)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 太陽光発電所の規模の変更の事業（森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が 20 ヘクタール以上増加するものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄の(8)に掲げる要件に該当するものを除く。）</p>

	<p>通商産業省令第 77 号) 第 1 条第 2 項第 2 号に規定する送電線路 (架空のものに限る。以下「送電線路」という。) の設置 (支持物の設置 (現に存する支持物の建替えのために行われる場合を除く。) を伴うものに限る。) の事業 (電圧が 17 万ボルト以上で、かつ、こう長の合計が 1 キロメートル以上である送電線路を設けるものに限る。)</p>	
<p>7 廃棄物処理施設の建設</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項のごみ処理施設で焼却により処理する施設 (以下「ごみ焼却施設」という。) 又は同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設 (以下「産業廃棄物焼却施設」という。) の設置の事業 (1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上である施設を設けるものに限る。)</p> <p>(2) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業 (1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項のし尿処理施設 (以下「し尿処理施設」という。) の設置の事業 (1 日当たりの処理能力が 250 キロリットル以上である施設を設けるものに限る。)</p> <p>(4) し尿処理施設の規模の変更の事業 (1 日当たりの処理能力が 250 キロリットル以上増加するものに限る。)</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の一般廃棄物の最終処分場 (以下「一般廃棄物最終処分場」という。) 又は同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物の最終処分場 (以下「産業廃棄物最終処分場」という。) の設置の事業 (埋立処分の用に供される場所 (以下「埋立処分場所」という。) の面積が 5 ヘクタール以上又は埋立容量が 25 万立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の</p>	

	事業（埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上又は埋立容量が25万立方メートル以上増加するものに限る。）	
8 下水道終末処理場の建設	(1) 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（以下この項において「終末処理場」という。）の設置の事業（終末処理場の用に供される敷地（以下「終末処理場敷地」という。）の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 終末処理場の規模の変更の事業（終末処理場敷地の面積が15ヘクタール以上増加するものに限る。）	
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(1) ゴルフ場及びこれと一体となって整備される施設（以下「ゴルフ場等」という。）又はスキー場及びこれと一体となって整備される施設（以下「スキー場等」という。）の設置の事業（ゴルフ場等又はスキー場等の用に供される敷地（以下「ゴルフ場・スキー場敷地」という。）の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。） (2) ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業（ゴルフ場・スキー場敷地の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。）	(1) ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業（森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(1)に掲げる要件に該当するものを除く。） (2) ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業（森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計が30ヘクタール以上増加するものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。） (3) 運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設（ゴルフ場及びスキー場を除く。）及びこれと一体となって整備される施設（以下「その他のスポーツ又はレクリエーション施設等」という。）の設置の事業（森林の区域等におけるその他のスポーツ又はレクリエーション施設等の用に供される敷地（以下「その他のスポーツ・レクリエーション施設敷地」という。）の面積の合計が30ヘクタール以上であり、かつ、当該敷地の面積のうち土地の形質を変更する面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） (4) その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業（森林の区域等におけるその他の

		スポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計が30ヘクタール以上増加し、かつ、当該敷地の面積のうち土地の形質を変更する面積が10ヘクタール以上であるものに限る。)
10 土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）である事業（施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 土地区画整理事業である事業（施行する土地の区域の面積が75ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。） (2) 土地区画整理事業である事業（森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
11 住宅団地の造成	2以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成の事業（住宅団地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	
12 工業団地の造成	2以上の工場等の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工業団地」という。）の造成の事業（工業団地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	工業団地の造成の事業（森林の区域等における工業団地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
13 流通業務団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第1項に規定する流通業務施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「流通業務団地」という。）の造成の事業（流通業務団地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	
14 別荘団地の造成	2以上の別荘の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造	別荘団地の造成の事業（森林の区域等における別荘団地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものとし、この項の第1種事業の要件

	成される一団の土地（以下「別荘団地」という。）の造成の事業（別荘団地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）	の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
15 土石の採取 又は鉱物の掘採	土、砂利（砂及び玉石を含む。）若しくは採石法第 2 条に規定する岩石（以下この項において「土石」という。）の採取（河川法第 3 条に規定する河川の管理又は維持に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は鉱業法第 3 条に規定する鉱物の掘採の事業（採取又は掘採の用に供される場所の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）	土石の採取又は鉱業法第 3 条に規定する鉱物の掘採の事業（森林の区域等における採取又は掘採の用に供される場所の面積の合計が 30 ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
16 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工作物の用に供する一団の土地」という。）の造成の事業（工作物の用に供する一団の土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）	工作物の用に供する一団の土地の造成の事業（森林の区域等における工作物の用に供する一団の土地の面積の合計が 30 ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第 1 種事業の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
17 複合事業	住宅団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業、太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか 2 以上の事業が併せて一の事業として行われるもの（次の算式により算定した数値が 1 以上のものに限る。） 算式 $\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F+G+H}{50} + \frac{I}{100}$ 算式の符号(単位 ヘクタール) A 住宅団地の造成の事業の住宅団地の面積 B 流通業務団地の造成の事業の流通業務団地の面積 C 太陽光発電所の設置の事業の太陽光発電所敷地の面積	太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか 2 以上の事業が併せて一の事業として行われるもの（次の算式により算定した数値が 1 以上のものに限るものとし、この項の第 1 種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。） 算式 $\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F+G+H+I}{30} + \frac{J}{75}$ 算式の符号 (単位 ヘクタール) A 太陽光発電所の設置の事業の森林の区域等における太陽光発電所

	<p>D 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する太陽光発電所敷地の面積</p> <p>E ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積</p> <p>F ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加するゴルフ場・スキー場敷地の面積</p> <p>G 工業団地の造成の事業の工業団地の面積</p> <p>H 別荘団地の造成の事業の別荘団地の面積</p> <p>I 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域の面積</p>	<p>敷地の面積の合計</p> <p>B 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計</p> <p>C ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</p> <p>D ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</p> <p>E その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業の森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計(土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。)</p> <p>F その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計(土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。)</p> <p>G 工業団地の造成の事業の森林の区域等における工業団地の面積の合計</p> <p>H 別荘団地の造成の事業の森林の区域等における別荘団地の面積の合計</p> <p>I 土地区画整理事業である事業の森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計</p> <p>J 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域(Iに係る部分を除く。)の面積</p>
--	---	---

(備考) 1 「車線」とは、一縦列の自動車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(次に掲げるものを除く。)をいう。

- (1) 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車道の部分
- (2) 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車道の部分
- (3) 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車道の部分

2 「森林の区域等」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林(同条第3項に規定する国有林及び同法第5

- 条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林に限る。)の区域
- (2) 自然公園法第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
 - (3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域
 - (4) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域
 - (5) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
 - (6) 長野県水環境保全条例第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
 - (7) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域
 - (8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - (9) 長野県希少野生動植物保護条例第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - (11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
 - (12) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

(別表第2) (第35条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
3 ダムの建設	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	

4 鉄道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上空港等及びその施設の区域の位置	新たに陸上空港等及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	修正後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 電気工作物の建設（水力発電所に係るものに限る。）	水力発電所の出力	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダム貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
8 電気工作物の建設（地熱発電所及び風力発電所に係るものに限る。）	地熱発電所又は風力発電所の出力	地熱発電所又は風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	太陽光発電所敷地の位置	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
10 電気工作物の	送電線路のこう長	送電線路のこう長が20パーセント以上増加しない

建設（送電線路に係るものに限る。）		こと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
11 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が 20 パーセント以上増加しないこと。
	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が 20 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の 20 パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が 20 パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条 第 14 号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
13 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が修正前の終末処理場敷地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満であること。
14 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場・スキー場敷地又はその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地（以下「スポーツ・レクリエーション施設敷地」という。）の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施設敷地となる部分の面積が修正前のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
15 土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	新たに施行する土地の区域となる部分の面積が修正前の施行する土地の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
16 住宅団地の造成	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の住宅団地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
17 工業団地の造成	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が修正前の工業団地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。

18 流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の流通業務団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
19 別荘団地の造成	別荘団地の位置	新たに別荘団地となる部分の面積が修正前の別荘団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
20 土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	新たに採取又は掘採の用に供される場所となる部分の面積が修正前の採取又は掘採の用に供される場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
21 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が修正前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
22 複合事業	別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値に係る対象事業が実施されるべき区域(以下「複合事業実施区域」という。)の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

- (備考) 1 別表第1の備考の1は、この表において準用する。
2 「設計速度」とは、道路の設計の基礎となる自動車の速度をいう。

(別表第3) (第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有する一般国道等と交通の用に供する施設を連結させるための施設を設置する区域 (以下この項において「インターチェンジ等区域」という。)	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。

	の位置	
2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
3 ダムの建設	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	水力発電所の設備となるダムに係る減水区間の位置	水力発電所の設備となるダムに係る減水区間に新たになる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
4 鉄道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度又は軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上空港等及びその施設の区域の位置	新たに陸上空港等及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の陸上空港等周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	変更後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	変更後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 電気工作物の建設（水力発電所に係るものに限る。）	水力発電所の出力	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダム貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	ダムコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
8 電気工作物の建設（地熱発電所に係るものに限る。）	地熱発電所の出力	地熱発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。
9 電気工作物の建設（風力発電所に係るものに限る。）	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
10 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	太陽光発電所敷地の位置	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が変更前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
11 電気工作物の	送電線路のこう長	送電線路のこう長が10パーセント以上増加しない

建設（送電線路に係るものに限る。）		こと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の 10 パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
14 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が変更前の終末処理場敷地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、3 ヘクタール未満であること。
15 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	スポーツ・レクリエーション施設敷地の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施設敷地となる部分の面積が変更前のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満であること。
16 土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	新たに施行する土地の区域となる部分の面積が変更前の施行する土地の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、20 ヘクタール未満であること。
	都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、又は 10 ヘクタール以上増加しないこと。
17 住宅団地の造成	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が変更前の住宅団地の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、4 ヘクタール未満であること。

18 工業団地の造成	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が変更前の工業団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
19 流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	新たに流通業務団地となる部分の面積が変更前の流通業務団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
20 別荘団地の造成	別荘団地の位置	新たに別荘団地となる部分の面積が変更前の別荘団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
21 土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	新たに採取又は掘採の用に供される場所となる部分の面積が変更前の採取又は掘採の用に供される場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
22 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が変更前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
23 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

(備考) 別表第1の備考の1及び別表第2の備考の2は、この表において準用する。

(別表第4) (第51条関係)

区分	許可、認可その他の行為
1 道路の建設	(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項又は第10条第1項若しくは第4項の規定による許可
2 ダムの建設	(1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更 (2) 特定多目的ダム法第4条第5項の基本計画の作成又は変更 (3) 水道法第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可 (4) 工業用水道事業法第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可 (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項

	<p>の規定による認可</p> <p>(6) 河川法第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項の規定による許可、同法第 79 条第 1 項の規定による認可（河川法施行令第 45 条第 2 号に係る場合に限る。）又は同法第 95 条の規定による協議</p>
3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項（第 12 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 12 条第 1 項の規定による認可</p> <p>(2) 軌道法第 5 条第 1 項又は軌道法施行令第 6 条第 1 項の規定による認可</p>
4 飛行場の建設	<p>(1) 航空法第 38 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項の規定による許可又は同法第 55 条の 2 第 3 項において準用する第 38 条第 3 項の規定による告示</p> <p>(2) 自衛隊法第 107 条第 2 項において準用する航空法第 49 条第 1 項の告示</p>
5 工場又は事業場の建設	<p>(1) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認</p> <p>(2) ガス事業法第 36 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出又は同法第 37 条の 2 の規定による許可</p> <p>(3) 工場立地法第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は附則第 3 条第 1 項の規定による届出</p> <p>(4) 電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出</p>
6 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものを除く。）	<p>電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出</p>
7 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可</p> <p>(3) 電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出</p> <p>(4) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可</p>
8 廃棄物処理施設の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可又は同法第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 8 項の規定による届出</p>
9 下水道終末処理場の建設	<p>下水道法第 4 条第 2 項又は第 25 条の 11 第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p>
10 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可</p> <p>(3) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可</p>
11 土地区画整理事業	<p>土地区画整理法第 4 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 52 条第 1 項、第 55 条第 12 項、第 71 条の 2 第 1 項又は第 71 条の 3 第 14 項の規定による認可</p>
12 住宅団地の造成	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可</p> <p>(3) 地方住宅供給公社法第 28 条の規定による意見の聴取</p> <p>(4) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可</p>
13 工業団地の造成	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可</p> <p>(3) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可</p>
14 流通業務団地の造成	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可</p> <p>(3) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可</p>
15 別荘団地の造成	<p>(1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可</p>

成	(2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
16 土石の採取又は鉱物の掘採	(1) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可又は同法第42条の2の規定による協議 (2) 鉱業法第63条第2項の規定による認可 (3) 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議
17 工作物の用に供する一団の土地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

(様式第1号) (第3条の9、第8条、第16条、第37条、第37条の5、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

配 慮 書 送 付 書
 方 法 書 送 付 書
 準 備 書 送 付 書
 評 価 書 送 付 書
 補正後の評価書送付書
 事後調査計画書送付書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第4条の4(長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4)
 長野県環境影響評価条例第7条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)
 長野県環境影響評価条例第15条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)
 長野県環境影響評価条例第21条第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)
 長野県環境影響評価条例第21条の3第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項)
 長野県環境影響評価条例第30条の2第2項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)

の規定により、下記のとおり

配慮書及びこれを要約した書類
 方法書及びこれを要約した書類
 準備書及びこれを要約した書類
 評価書及びこれを要約した書類
 補正後の評価書及びこれを要約した書類
 事後調査計画書

を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業の名称〕 〔都市計画対象事業の名称〕	
第1種事業等の種類 〔都市計画第1種事業の種類〕 〔都市計画対象事業の種類〕	
第1種事業等の規模 〔都市計画第1種事業の規模〕 〔都市計画対象事業の規模〕	
事業実施想定区域 〔都市計画対象事業区域〕	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔配慮書方法書準備書〕についての意見書の提出先	
配慮書 方法書 準備書 補正後の評価書 事後調査計画書	の 名 称
配慮書 方法書 準備書 補正後の評価書 事後調査計画書	の 送 付 部 数

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等(施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等)に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

(様式第2号) (第3条の14、第13条、第25条、第56条の2、第58条関係)

〔配慮書意見書送付書〕
〔方法書意見書送付書〕
〔準備書意見書等送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の7 (長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2
第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の7)
長野県環境影響評価条例第10条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の
規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第10条) の規定に
長野県環境影響評価条例第19条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の
規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第19条) 〕

より、下記のとおり〔意見書の写し
意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類〕を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称〕 対象事業の名称 〔都市計画対象事業の名称〕	
〔配慮書〕 〔方法書〕の名称 〔準備書〕	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

(様式第3号) (第3条の16、第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

〔第1種事業等廃止等通知書〕
 〔対象事業廃止等通知書〕
 〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿
 (市町村長)

住 所
 氏 名 ⑩
 〔法人にあつては、主たる事務所の〕
 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の9第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の9第1項)
 長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)
 長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)
 長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕の規定

により、下記のとおり〔通知報告〕します。

記

〔第1種事業等の名称〕 〔都市計画第1種事業等の名称〕 〔対象事業の名称〕 〔都市計画対象事業の名称〕	
〔第1種事業等の種類〕 〔都市計画第1種事業等の種類〕 〔対象事業の種類〕 〔都市計画対象事業の種類〕	
〔第1種事業等の規模〕 〔都市計画第1種事業等の規模〕 〔対象事業の規模〕 〔都市計画対象事業の規模〕	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
〔第1種事業等対象事業〕の実施を他の者に引き継いだ場合にあつては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当することとなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第4号) (第4条、第57条関係)

第2種事業概要等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第5条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第5条第1項)の規定により、第2種事業について、下記のとおり届け出ます。

記

第2種事業の名称	
第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
第2種事業の目的	
第2種事業の種類	
第2種事業の規模	
第2種事業が実施されるべき区域	
第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 第2種事業が実施されるべき区域欄は、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 当該第2種事業が実施されるべき区域が含まれる市町村の名称
- (2) 当該第2種事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況
- 3 届出書には、第2種事業が実施されるべき区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の平面図を添付すること。

(様式第4号の2) (第37条の5、第58条関係)

評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第21条の3第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項）の規定により、下記の事業について評価書の補正を必要としないと認めますので、通知します。

記

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)	
対 象 事 業 の 種 類 (都市計画対象事業の種類)	
対 象 事 業 の 規 模 (都市計画対象事業の規模)	

(様式第5号) (第49条、第58条関係)

環境影響評価その他の手続の再実施通知書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第27条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
条例第27条第1項(長野県環境 影響評価条例施行規則第58条 第2項の規定により読み替え て適用される条例第27条第1項)の規定により行うこととした 環境影響評価その他の手続	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印
を省略することができる。

(様式第6号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業着手報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

対象事業に着手したので、長野県環境影響評価条例第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業に着手した年月日	年 月 日
対象事業の実施を完了する予定年月日	年 月 日

(様式第7号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業変更報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		
変更しようとする内容	変更前	
	変更後	

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第8号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業完了報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

対象事業の実施を完了したので、長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
対象事業の実施を完了した 年月日	年 月 日
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの環境の保全のための措置の状況	
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第9号) (第51条の7、第54条の2、第55条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
関係地域の範囲	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
事後調査の状況	
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施の完了後、対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ場合にあつては、当該引き継いだ者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

(備考) 必要に応じ、事後調査の状況又は環境の保全のための措置の状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第 10 号) (第 53 条、第 54 条の 2、第 55 条関係)

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野県環境影響評価条例第 32 条第 1 項 (長野県環境影響評価条例第 40 条第 1 項において準用する同条例第 32 条第 1 項) の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
報 告 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対 象 事 業 の 実 施 状 況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第 11 号) (第 54 条の 2、第 55 条、第 63 条関係)

第 号
所属 職 氏名
長野県環境影響評価条例第 42 条第 3 項 (同条例第 40 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による身分証明書
年 月 日交付
長野県知事 印